



世界に希望を生み出そう

2023-2024年度

RI会長

ゴードン R. マッキナリー

RIテーマ

CREATE HOPE in the WORLD

国際ロータリー第 2830 地区

八戸北ロータリークラブ

会報

〒031-0081 青森県八戸市柏崎一丁目6-6 八戸プラザホテル内
TEL.0178(44)3121 FAX.0178(44)3128

<https://8kitarc.com/>

例会日：毎週火曜日 12:30 開会



ガバナー ● 築館 智大 会長 ● 小林 弘文 幹事 ● 平野 薫 SAA ● 久保 隆明

4月 環境月間

vol.33

第 2565 回例会 2024.4.16

12:30 ~ 八戸プラザホテル
司会：吉田美登紀副SAA

RIテーマ

点鐘

- ・ロータリーソング
- ・クラブソング
- ・四つのテスト

(食事)

◎八戸RCより八戸市長卓話のご案内
5月8日(水) 例会 八戸グランドホテル
卓話13:00 ~



親睦委員会

佐々木悦郎会員



ニコニコBOX

米山記念奨学金

奥井義則会員：

澤口忠彦会員：

ポリオ・プラス

源新育子会員：



会長要件

千葉哲也会長エレクト



先週もお話した「今日は何の日」ですが、今日は河島英五の命日です。2001年4月16日に亡くなりました。

会長エレクトになって、先月のPETSからいろいろと考えることがありまして、入会7年目にして初めてロータリークラブにまじめに向き合いました。PETSに行ったときにクラブセントラルに入力なくてはならない場面がありました。私が目標を決めていいのかと戸惑いました。もう一つは2830地区の組織と八戸北RCの組織がどうリンクしているか、活動計画書の目標を深くは理解していませんでした。次年度の委員会活動計画には目標を達成するための活動をするを盛り込みながら、皆で楽しく進めていきたいと思っております。5月18日、五所川原での地区協議会も楽しみましょう。よろしくお願ひいたします。



幹事報告

吉田悦子直前幹事



◎ガバナーより台湾東部地震への支援金のお願ひ（理事会で決議）

◎ガバナーより地区会員名簿作成についてアンケート調査



出席報告

| | |
|----------------|-------|
| 本日の出席率 | 60.5% |
| 前々回（4/2）の修正出席率 | 62.9% |

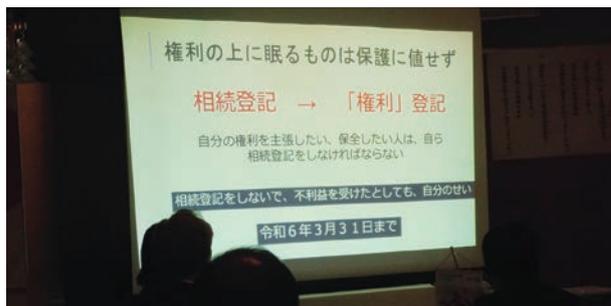


卓話「相続登記義務化について」



久保隆明会員

こんにちは。先日ここで三上会員がお話してくださった土地家屋調査士は義務であり目に見えるものを登記しますが、司法書士は目に見えないものを登記します。昔の古代ローマの法律の諺【権利の上に眠るものは保護に値せず】が今でもよく使われます。相続登記は権利の登記なので、権利の主張や保全したい人は相続登記し、相続登記せず損をしても本人次第です。令和6年3月31日までは、権利は国から強制されるものではなく自分が



財産権として行使するかしないかが大前提でした。それが「相続登記義務化」。法務省が権利を義務にかえるというのは相当すごいことなので、どうして起こったかを説明します。

(動画)

何故必要なのか。所有者不明土地がたくさんあるからです。登記簿上は名義があるが、それが誰なのか誰も分からない。所有者不明の土地が増えるほど困る人が増えます。東日本大震災の時、山を切り開き仮設住宅を建てたいが、山の所有者が分からず仮設住宅建設が遅れてしまったことがありました。所有者不明土地は近辺にもたくさんあります。山や田の名義をずっと変更していない方から依頼され調査すると、相続人は50人位だったりします。1人でもハンコをもらえないと登記できません。100人200人相続人がいる不動産はザラです。全国の司法書士会として国とタイアップし、全国の相続登記されていない土地をピックアップし調査したところ、九州より広い面積の所有者不明土地があることが分かりました。そこで今後は相続登記を義務化し、所有者不明土地を少なくしていこうとこの法律がスタートしました。

今年4月からですが、20年30年前に亡くなった方も義務化の対象になっています。今後3年間の猶予の間に登記してください。相続登記しないと10万円の過料が処せられます。誰に過料するかは分かりませんが。

相続登記の義務を果たすために新しい登記手続きが新設されたのが、相続人申告登記です。相続人一人一人に義務があるので、10人いたら10人が申告しないといけません。少し現実的ではないと思いますが、こういう制度もあります。

次は住所の変更登記の申請義務化です。所有者不明土地が昭和20年代のものもあり、その頃は住民票もなく本籍地が住所ということになり不正確なことも多いです。住所変更の登記も権利登記の一部なので義務化して明確にしようとなっております。住所変更から2年以内に住所変更登記をしなければ5万円以下の過料に処せられます。商業登記で住所変更登記をしていなかったら1年で2、3万円の過料に処せられます。会社法では100万円が上限ですので、ずっと放置していると何十万ときますので気を付けてください。

土地を手放すための相続土地国庫帰属制度ができました。国は綺麗なお膳立てをしないと受け取ってくれません。国の様々な要件をクリアしてようやく申請できます。費用は14000円とありますが、それは受付料であり、準備として測量やら必要となると2・30万円はかかります。その他に負担金として、

約10年の管理料を国に払わないといけません。広いほど高くなります。一筆やるのに5・60万円かかるかなと思っています。全国1年間で2000件ほどの申請しかなく、このうち帰属したのは248筆。申し立ての時に標準審理期間が10ヶ月あり、その後帰属するか判断してくれるんですが、1年経っても連絡が来なかったりと、良さそうですが使い勝手が悪い制度なんです。

空き家対策として土地建物に特化した財産管理制度は、行方不明の方の代わりに不在者財産管理人(弁護士が多い)を裁判所で選んでもらい、財産調査をし全部の財産を管理する制度がありました。ただ、全部の財産の調査は大変で、弁護士さんからするとお金も高くないので皆やりたがらないんです。それが、この土地、建物だけ管理してくださいという制度がスタートしており、朽ち果てた建物を解体したりする制度として改正されております。

次に相続登記がなかなか進まない例をご紹介します。遺言がないのが前提で遺産は預金300万円です。相続費用を預金から出そうと戸籍を調べていたら、夫は以前アメリカ人と結婚していて息子トムがいることが判明しました。相続人ですので、遺言がなければハンコをもらわないといけません。トムの住所は分かりますが日本語が通じないので、こういうのを得意な弁護士や司法書士に依頼しますと1人あたり40万円成功報酬がかかります。例えば子どもが3人いたら100万円くらいかかります。

もう一つは、遺言はなく遺産は預金300万円。銀行に解約に行くと、相続人皆の署名と印鑑証明が必要と言われました。長男がひきこもりで印鑑登録はしない、というので相続手続きが進まない、という例もありました。

不安な要素がある方は遺言書を絶対作っておいた方が良いです。相続登記がうまくいかないと資産凍結のリスクが高まります。数年後、次世代に引継がれ、相続人が3倍4倍になってしまう可能性があります。

遺言書を作成するケースとして、相続人が誰もいない、相続人に内縁の配偶者がいる、推定相続人の中に行方不明者がいる、相続人の中に外国居住者がいる、等です。遺言書を自筆で作りたい方もいますが、うちでは99%公正証書で作ってまいります。公正証書は名前を書くだけですし、何回無くしても1000円くらいで再発行出来ます。遺言書は作っておいた方が良いです。ありがとうございました。

点鐘

(誤字脱字がございましたらご容赦ください)